

## 群馬県社会福祉協議会交通遺児就学援助金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、群馬県社会福祉協議会の事業として、交通事故等（車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両及び鉄道又は軌道による交通の用に供する車両をいう）・船舶（水上又は水中の運行の用に供する船舟類をいう）及び航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう）の交通により発生した人身事故をいう。）による遺児に対し、預託者からの善意に基づいて、その預託金の範囲内で学資等の一部を給付して就学を援助し、社会的に有益な人物を育成することを目的とする。

### (対象)

第2条 就学援助金は、交通事故等による世帯の遺児であって高等学校の課程を履修するのに、学資並びに入学支度に要する経費の支弁が困難と認められる者及び大学（短期大学等を含む）の入学支度に要する経費の支弁が困難と認められる者に対して給付する。

2 前条の交通事故等による遺児とは、その世帯の生計中心者が交通事故等のため死亡または障害のため所得を失いまたは著しく所得が減少するに至った者の子女をいう。

3 交通事故等の発生原因についてはこの要綱では問わない。

### (給付の申請)

第3条 交通事故等による遺児の保護者で、就学援助金を希望する者は、「交通遺児就学援助金給付申請書」をその者の居住する市町村社会福祉協議会に提出しなければならない。

### (就学援助金給付申請書の提出)

第4条 「交通遺児就学援助金給付申請書」の申請を受ける場合、市町村社会福祉協議会は居住地区を担当する民生児童委員による、第3条に定める就学援助金給付申請書の「6申請に対する民生委員の意見」の内容を確認のうえ、群馬県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という）に提出するものとする。

### (給付の決定)

第5条 前条の申請があったときは、県社協会長は内容を審査のうえ給付の可否を決定し、当該市町村社会福祉協議会長・学校長及び保護者に対し通知する。

### (給付及び給付期間)

第6条 就学援助金の給付月額を5,000円とし、給付の期間は一回の申請で第8条に該当しない限り、3年間（高校在学中）給付を受けられるものとする。

高校入学支度金は30,000円、大学入学支度金は100,000円とし、新入学時のみ給付を受けられる。

ただし、財源不足等により支給が困難な年度については、給付月額及び入学支度金を減額して支給することができる。

進級による継続受給者には、新年度ごとに給付継続の通知をする。また、学校長へ当該校の給付継続者を報告する。

### (給付の方法)

第7条 就学援助金は、年2回に分けて6月及び10月にそれぞれ6か月分を保護者に給付するものとする。また、入学支度金は6月に給付する。

### (給付の停止)

第8条 保護者は、交通遺児が次の各号に該当する場合には、直ちに県社協会長に届け出

なければならない。（「交通遺児就学援助金給付変更届」）

1 休学、復学、退学又は転学したとき（なお、県外転学の場合は給付を打ち切るものとする）。

2 停学、その他の処分を受けたとき。

3 その他給付を受ける者として不相当と認められる事項の生じたとき。

以上の事項について届出があった場合、またはその事実が判明した場合、県社協会長は内容を審査のうえ就学援助金の給付を停止することができる。

（就学援助金の返還）

第9条 就学援助金給付の資格を喪失した場合で、それ以降の給付金が支払われている場合は返還しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱で定めることのほか、その他必要な事項は別途定める。

（付則）

1 本要綱は昭和47年4月1日から施行する。

2 昭和52年4月1日一部改正

3 昭和54年4月1日一部改正

4 昭和56年4月1日一部改正

5 昭和57年4月1日一部改正

6 昭和60年4月1日一部改正

7 昭和61年4月1日一部改正

8 平成元年4月1日一部改正

9 平成2年4月1日一部改正

10 平成4年4月1日一部改正

11 平成14年4月1日一部改正

12 平成15年4月1日一部改正

13 平成21年7月22日一部改正

14 平成26年4月1日一部改正

15 平成30年4月1日一部改正

16 平成31年4月1日一部改正